

2019年5月27日

改定 2024年1月1日

## 製造設備及び検査設備の所在地審査実施基準

### 1. 所在地審査の概要

所在地審査は、申請者又は外国の製造者が所有する検査設備が、国の定めた基準に適合しているかどうかを確認することを目的とし、労働省告示第62号（制定昭和58年7月30日、最終改正平成26年11月28日厚生労働省告示第454号）「労働安全衛生法関係手数料令第5条の2第1項の審査のため職員を出張させる場合」に基づき実施される審査です。防じんマスク、防毒マスク、及び電動ファン付き呼吸用保護具の検定に合格するためには事前に審査を受ける必要があります。

### 2. 所在地審査を実施する設備基準

審査の対象は機械等検定規則の別表2で示されており、申請者又は外国の製造者が所有する又は所有するものとみなされるこれらの製造検査設備のうち、所在地審査によって基準に適合していることが確認されていない型式の設備です。第三者試験機関に試験を依頼して検査を行う場合は、該当する検査設備について基準に適合した試験条件で随時使用可能であることを証明する文書を提出いただいた上で所在地審査を省略することができます。

機械等検定規則の別表2で示されている検査設備

#### (1) 防じんマスクの検査設備

- ・粒子捕集効率測定設備
- ・通気抵抗試験設備
- ・排気弁の作動気密試験設備（排気弁を有するもの）
- ・二酸化炭素濃度上昇値試験設備
- ・騒音試験設備（吸気補助具付きのもの）
- ・漏れ率試験設備（使い捨て式のもの）
- ・ぬれ抵抗試験設備（使い捨て式のもの）

#### (2) 防毒マスクの検査設備

- ・二酸化炭素濃度上昇値試験設備

- ・面体の気密試験設備
- ・通気抵抗試験設備
- ・排気弁の作動気密試験設備
- ・吸収缶の気密試験設備
- ・除毒能力試験設備
- ・粒子捕集効率試験設備（防じん機能を有するもの）

(3) 防じん機能を有する PAPR の検査設備

- ・粒子捕集効率測定設備
- ・漏れ率試験設備
- ・公称稼働時間試験設備
- ・騒音試験設備
- ・二酸化炭素濃度上昇値試験設備（面体を有するもの）
- ・通気抵抗試験設備（面体を有するもの）
- ・排気弁の作動気密試験設備（面体を有するもの）
- ・内圧試験設備（面体を有するもの）
- ・最低必要風量試験設備（フード又はフェイスシールドを有するもの）

(4) 防毒機能を有する PAPR の検査設備

- ・粒子捕集効率測定設備（防じん機能を有するもの）
- ・漏れ率試験設備
- ・公称稼働時間試験設備
- ・騒音試験設備
- ・二酸化炭素濃度上昇値試験設備（面体を有するもの）
- ・通気抵抗試験設備（面体を有するもの）
- ・排気弁の作動気密試験設備（面体を有するもの）
- ・内圧試験設備（面体を有するもの）
- ・最低必要風量試験設備（フード又はフェイスシールドを有するもの）
- ・吸収缶の気密試験設備
- ・除毒能力試験設備

3. 所在地審査の実施時期

- (1) 型式検定申請に伴う所在地審査は、新規検定申請又は更新検定申請の申請受付から新規検定結果報告書及び成績書を発行する間に所在地審査を実施します。

(2) 製造検査設備の概要届に伴う所在地審査は、「製造検査設備の概要届」の届出後に所在地審査を実施します。

#### 4. 所在地審査の申し込み

2. に該当する設備を所有している場合は、3. に示す期間に所在地審査を申し込みください。申し込みに関しては別途定める所在地審査申込書及び所在地審査手数料納付の証明証を提出してください。所在地審査申込書の設備名等欄は、3. (1) の場合は申請書の添付書類のとおり、3. (2) の場合は別紙の設備一覧のとおりにチェックします。設備一覧を作成の上、設備が確認できる写真を示してください。所在地審査の有無の区別が付かない時は所在地審査を申し込む前にご相談ください。

#### 5. 所在地審査に係る費用

所在地審査の手数は検定等の手数料一覧にございますのでご参照ください。また、所在地審査の実施にあたり、審査のための出張に係る費用については、審査実施後に当協会から請求します。なお、出張する職員数は、原則2名とさせていただきます。

#### 6. 所在地審査実施後の処置

所在地審査の審査結果に基づいて、申請書又は概要届で提出中の検査設備等の文書に審査済みであることを示す記載等を行います。協会の記載箇所については、次回、設備一覧の更新が必要となった時に審査年月日を記載し、設備一覧を作成してください。審査において型式検定の基準に適合していることが確認できない場合には、速やかに設備の是正処置を講じ是正報告書を提出してください。是正報告書において基準に適合していると判定できる場合は是正報告書を以って所在地審査を完了と致します。適合していると判定できない場合は再度所在地審査を行い確認しますので所在地審査をお申し込み下さい。